

表1 利用者負担額基準額表

階層区分	階層認定の基準	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	15,100	14,800
D1	市町村民税所得割額 69,000 円未満	21,000	20,600
D2	市町村民税所得割額 83,000 円未満	23,300	22,900
D3	市町村民税所得割額 97,000 円未満	26,000	25,500
D4	市町村民税所得割額 114,000 円未満	32,000	31,400
D5	市町村民税所得割額 141,000 円未満	35,000	34,400
D6	市町村民税所得割額 169,000 円未満	42,000	41,200
D7	市町村民税所得割額 221,000 円未満	47,500	46,600
D8	市町村民税所得割額 301,000 円未満	55,000	54,000
D9	市町村民税所得割額 301,000 円以上	58,000	57,000

表2 利用者負担額徴収基準額(ひとり親世帯・障がい者世帯)

【市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯】

ひとり親世帯・障がい者世帯における第1子児童の利用者負担額(月額)			
階層区分	階層認定の基準	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	7,050	6,900
D1	市町村民税所得割額 69,000 円未満	9,000	9,000
D2 の一部	市町村民税所得割額 77,101 円未満	9,000	9,000

- 注) 1. 年齢は4月1日時点の年齢により決定します。
 2. 階層区分は、4月から8月は前年度の市町村民税、9月から翌3月は本年度分の市町村民税により決定します。
 3. 児童の父母の課税額の合算により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合算する場合があります。
 4. 同一世帯から2人以上の児童が、同時に保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する場合は、2番目の児童が半額、3番目の児童は無料となります。